条 例 見 直 し 調 書

		* D		·					
					作成年	度	平成 21	年度	
条	例 名	県立学校の授業料等	≖ 等の徴収には	固 すスタ	-				
条	例 番 号					集	笠 14 短笠 4	辛勞 1 答	
		昭和33年神奈川県			法 規	未	第 14 編第 4	早男」即	
	管部局室課 教育委員会教育局教育財務課								
条	例 の 概 要 地方自治法第 225 条及び第 227 条並びに学校教育法第 6 条の規定に基づく								
	奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における授業料その他								
	費用の徴収に関し必要な事項を定めている。								
	MA AND THE OUT YOU AT MENCE YOU AND								
	視点	検	討 内	容			備	考	
	1)L /iii	15	ду гу	ъ.			ин	73	
	必要性			日の公立	匹性を促ぐ	15-			
	20女江	受益者負担の原則及び負担の公平性を保つため、現在においても授業料その他の費用を徴収す							
	現在でも								
	例か。	中等教育学校及び							
		その他の費用の領	ぬ収に関しぬ	公要な	事項を定め	つる			
		ものであり、必要			. – .				
	有効性				▽額並でだけ	/ 油	○授業料収入		
		授業料その他の費用の徴収及び徴収額並びに減免等の必要事項を定めていること。また、現行の							
	現行の内	免等の必要事項を定めていること、また、現行の 「京社会社会」である。 はいまた 現行の					平成 19 年度		
検	容で課題	授業料等の徴収額についても、地方交付税算定基					11, 384, 661, 903 円		
	││が解決で││	準単価の改正にあわせた見直しを適宜行ってお				お	平成 18 年度		
	きるか。	り、有効である。					11, 551, 066	309 円	
							平成 17 年度		
							11, 862, 698,	250 円	
	効率性						11, 002, 030	, 200 1	
		授業料等の徴収額については、社会情勢の変化 等に応じた見直しを適宜行っており、効率的であ る。また、授業料等の減免の定めにより、経済的 困窮者等への要求にも対応しており、効率的に機 能している。				-			
	現行の内								
	容で効率								
	的といえ								
	るか。								
	基本方針適	負担の公平化や必要な行政サービスとの関係を							
討	合性	定めるものであり、県の基本方針に齟齬をきたす							
						- /			
	県政の基 本的な方	ものではない。							
	本的な力 針に適合								
	日本に過日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本								
	l I .								
	Cゕ。								
	適法性	地方自治法及び学校教育法の規定に基づき、授							
	憲法、法	業料その他の費用の徴収に関し必要な事項を定め							
	一令に抵し	ている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。							
	触しな								
	その他								
			理	!	由		特記	事項	
見	改正・廃止の必要はない。						授業料等の		
直	改正・廃止の必要はない。		現行条例の運用上の課題は 見受けられず、現時点では改 正・廃止の必要はない。						
し						見直しに応じ	(
結						を行う。			
果									
次回見直し予定		平成 26 年	度	見直し	,規定の有	無	有	無	
		l							